

## (株)新潟TLO会員規約

### 第1条 (趣旨及び目的)

本規約は、大学等と企業が持っている機能と能力を相互に理解しあい、持続可能な新しい産業・文化・教育システムを生み出すことを最終目標として、その実現のために大学等研究機関と民間企業との幅広い連携が不可欠との観点から、その仲介役を果たすことを主たる事業目的とする株式会社新潟TLO会員の資格・権利・義務等について定めます。

### 第2条 (会員の種類と資格)

- 1 新潟TLO会員は、法人会員、各種団体会員（共通の目的をもった複数の法人及び個人等で構成する任意の集合体）、株主個人会員及び一般個人会員から構成し、それぞれ入会を希望する法人、団体、及び個人は、別に定める「入会申込書」を提出し、弊社から送付される「入会承認書」を以って会員資格取得と致します。
- 2 会員の資格は、入会承認の日から満1年間と致します。

### 第3条 (会員の特典)

新潟TLO会員は、以下の特典を受けることができます。

- 1 新潟TLOが契約に基づいて取扱うことのできる大学等の「出願済未公開特許」、「出願済実用新案」について、優先開示とその「実施許諾交渉権」。運用方法等については、「新潟TLO会員細則」に定めます。
- 2 会員が希望する研究開発課題に基づく共同研究、指導やコンサルティング等について、弊社と連携協力関係にある大学等を中心に適切な研究者の紹介。運用方法等については「新潟TLO会員細則」に定めます。
- 3 国、県等の助成金を伴う産官学研究支援事業等の紹介と支援。
- 4 「公開済特許」の検索と「公開済特許による周辺技術情報」の有償支援。運用方法等については「新潟TLO会員細則」に定めます。
- 5 弊社と連携協力関係にある大学等から入手でき、弊社から配信可能な研究情報等。
- 6 新潟TLO主催または共催の講演会・技術研修会等への招待(原則無料)。運用方法については、「新潟TLO会員細則」に定めます。
- 7 その他弊社で実施可能な会員に対する特典事項。この場合具体的な特典事項毎に運用細則を定めます。

#### 第4条 (入会金と年会費)

第2条で定める「入会承認書」を受領された会員は、原則として弊社所定の手続きにより、下記入会金及び年会費を納めるものと致します。

入会金 : 1万円 (但し株主個人会員は不要と致します)

年会費

- (1) 法人・各種団体会員 : 1口2万円とし、1口以上 (入会を希望される法人、各種団体については、その規模等を参考に原則としてご相談の上決定させて戴きます)
- (2) 一般個人会員および株主個人会員 : 1万円

#### 第5条 (年度途中の入退会)

- 1 年度途中の入会者についても原則として、その入会月を問わず通常の年会費と致しますが、ご相談にも応じます。
- 2 年度途中の退会者については、入会金及び年会費の返還はないものと致します。

#### 第6条 (守秘義務)

- 1 会員は、第3条1. 及び「新潟TLO細則」の定めにより開示を受ける「出願済未公開特許」、「出願済未公開実用新案」から知り得る内容については、細則で定める一定期間これを第三者に対して漏洩または譲渡することはできません。
- 2 会員は、前項の規定に違反し、新潟TLOに対して損失を与えたと認められる場合、当該損失に対して賠償責任を負うものと致します。

#### 第7条 (変更)

会員は、その住所、商号等「入会申込書」記載内容に変更が生じたときは、すみやかに届け出るものと致します。

#### 第8条 (退会)

- 1 会員は、退会する場合、事前に書面による届出をするものと致します。
- 2 会員は、年会費納入の督促にも拘らず未納の場合は、退会処置を受けるものと致します。

#### 第9条 (登録抹消)

会員が、以下の行為を行い新潟TLOに対して損害を与えた場合、会員としての資格を抹消するものと致します。

- 1 第6条1. の定めに違反した場合
- 2 故意に新潟TLOの名誉を傷つける行為を行い、あるいは本規約や公序良俗に反する行為を行い本会員として不相当と認められたとき

#### **第10条（疑義）**

本規約に関連して疑義が生じた場合、話合いで解決を図るものと致します。

#### **第11条（規約の改廃）**

本規約は、新潟TLO取締役会の決議によるものとし、改廃後は速やかに会員に通知するものと致します。

#### **（附則）**

本規約は、平成14年4月1日から施行致します。